

振興指針及び振興計画のあらまし

I 振興指針

1 振興指針の目的

生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。

2 振興指針の性格

振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。

3 設定業種の指定

厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)

4 振興指針の告示

振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

II 振興計画

1 振興計画の策定目的

組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。

2 策定者

組合及び小組合

3 振興計画の記載事項

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等

4 振興計画の認定

組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、厚生労働大臣(地方厚生局)の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -平成21年4月1日現在-】

クリーニング業	47件	喫茶店営業	29件	食肉販売業	44件
理容業	47件	興行場営業	25件	飲食店営業(中華料理)	20件
飲食店営業(めん類)	23件	冰雪販売業	4件	飲食店営業(社交業)	37件
簡易宿所	1件	飲食店営業(すし店)	41件	食鳥肉販売業	17件
飲食店営業(一般飲食)	36件	美容業	47件	浴場業	21件
飲食店営業(料理業)	28件	旅館業	47件	合計	514件

5 実施状況の報告

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について厚生労働大臣(地方厚生局)に報告しなければならない。

III 振興事業に対する国の特別配慮

・融資上の恩恵(法第56条の4)

振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。